

審査基準及び標準処理期間

所属名	薬務課 薬物対策・企画担当
内線番号	4756

No.	項目	内容
①	処分名	薬局開設許可申請に係る処分
②	法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法
③	法令番号	昭和35年法律第145号
④	根拠条項	第4条第4項
⑤	処分権者	各保健所長
⑥	法令の定め	(開設の許可) 第四条 薬局は、その所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第七条第三項並びに第十条第一項(第三十八条第一項並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)及び第二項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)において同じ。)の許可を受けなければ、開設してはならない。 2、3 (略) 4 第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
⑦	審査基準	薬局開設許可に準ずる
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から15日以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から15日以内
⑫	問合せ	薬務課 薬物対策・企画担当(075-414-4756)
⑬	備考	各保健所で受付・処理(京都市内は京都市役所)